

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社及び当社子会社(以下「当社グループ」という。)は、経営の基本方針として3つの基本理念(企業理念、ビジョン、ポリシー)を掲げ、コーポレート・ガバナンスの継続的な充実に取り組みます。

【企業理念】

「創」り続けます。「挑戦」します。

「最高の品質」と「独自の技術」により、「安全」で「快適な」生活空間を提供します。人と社会のために。

【ビジョン】

「住まいの素材」メーカーとして、お客様のご要望にお応えする製品を提供し、循環型商品で地球環境に貢献します。

【ポリシー】

愛され、信頼される企業を目指します。

お客様の声に耳を傾け、お客様の声に応えてまいります。

～行動します。具体的に。魂を入れます。一人ひとりが。～

また、当社グループの役職員がいかに判断し行動すべきかの指針として、企業倫理規範を制定しています。

【チヨダウーテグループ企業倫理規範】

◇基本原則

1. 人権の尊重
2. 法令の厳守
3. 環境保全

◇行動規範

1. 顧客の信頼を得られる行動
2. 会社資産の私的利用禁止
3. 不正、不当な行為の禁止
4. 公正な事業競争
5. 反社会的勢力との関係遮断
6. 情報の管理
7. 個人的利益追求の禁止
8. 健全な職場環境
9. 環境保護

役職員が、基本理念を常に意識し、企業倫理規範を遵守しながら、持続的な企業価値の向上を目指します。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則に則り、実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

20%以上30%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
Knauf International GmbH	4,491,434	25.41
株式会社晴山	2,200,000	12.45
株式会社平田興産	1,635,220	9.25
株式会社ゼロシステム	1,242,450	7.03
チヨダ共栄会	666,900	3.77
平田 美代子	634,196	3.58
基毘商事株式会社	601,000	3.40
平田 晴久	440,478	2.49
チヨダ取引先持株会	361,800	2.04
平田 勝己	302,500	1.71

支配株主（親会社を除く）の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

上記のほか当社所有の自己株式418,600株(2.36%)があります。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3 月
業種	ガラス・土石製品
直前事業年度末における（連結）従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

——

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

——

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	員数の上限を定めていない
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
武藤 時裕	他の会社の出身者								△			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
武藤 時裕	○	当社の主要な借入先で2010年6月まで業務執行者でありました。	公正中立の立場から経営のチェックを行うことができるという観点から、適切な人物であると判断いたしました。 また、当社との間に特別な利害関係がないため、一般株主と利益相反の生じる恐れがないものと判断し、独立役員として選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

--	--

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	員数の上限を定めていない
監査役の数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人との緊密な連携に努めており、定期的に会計監査の実施結果並びに今後の課題について報告を受けるなど随時情報交換を実施しております。

また、内部統制室は各部署について業務監査を行っており、その監査結果は、社長並びに監査役に報告されるなど監査役監査との連携をとりながら内部監査を実施しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
足嶋 伸行	税理士													
金森 武美	税理士													

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
足嶋 伸行		――	専門知識を生かし、公正中立の立場から、当社取締役の職務執行が妥当なものであるかどうかを監査できるという観点から、適切な人物であると判断いたしました。
金森 武美	○	――	また、当社との間に特別な利害関係がないため、一般株主と利益相反の生じる恐れがないものとして、独立性が保たれていると判断しております。
			専門知識を生かし、公正中立の立場から、当社取締役の職務執行が妥当なものであるかどうかを監査できるという観点から、適切な人物であると判断いたしました。
			また、当社との間に特別な利害関係がないため、一般株主と利益相反の生じる恐れがないものと判断し、独立役員として選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名
その他独立役員に関する事項	

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他
---------------------------	-----

該当項目に関する補足説明

役員報酬について、業績連動型報酬制度やストックオプション制度の導入はしておりませんが、役員賞与については、業績を勘案して実施しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

2017年3月期における当社の取締役及び監査役に対する役員報酬等の総額は162百万円であり、その内訳は以下のとおりであります。

- ・取締役(うち社外取締役) 9名(2名) 150百万円(6百万円)
- ・監査役(うち社外監査役) 4名(2名) 11百万円(2百万円)

(注) 1. 株主総会の決議(昭和61年10月9日改定)による取締役報酬限度額(使用人兼務取締役の使用人分の報酬は除く)は年額200,000千円であり、株主総会の決議(昭和61年10月9日改定)による監査役報酬限度額は年額20,000千円であります。

2. 上記報酬等の額には、当事業年度に係る役員退職慰労引当金繰入額14,689千円(取締役8名14,221千円、監査役3名468千円)を含めております。

3. 上記報酬等の額のほか、平成28年6月28日開催の第78回定時株主総会の決議に基づき、役員退職慰労金を退任監査役1名に対して1,041千円支給しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

株主総会で決議された年間報酬限度額の範囲内において、業績等を勘案した上で、各取締役の報酬は取締役会にて、各監査役の報酬は監査役の協議にて決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役の職務を補助する組織として、業務部業務課が担当しております。
また、必要に応じて連絡を取っており、適宜、意見交換を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

1. 会社の機関の内容
- 当社取締役会は取締役9名で構成され、原則月1回定期的に開催し、重要な案件については必要に応じ随時取締役会を開催しております。経営の基本方針や法令で定められた事項、その他経営に関する重要な事項を決定するとともに、取締役の業務執行状況を監督する機関として位置づけ運営しております。
- なお、取締役の任期を1年とすることで取締役の経営責任をより明確にするとともに、社外取締役1名を選任し、経営監督機能を強化しております。
- また、取締役(社外取締役を除く)、常勤監査役、部長、支店長及び工場長以上が出席する経営会議を月1回開催し、業務執行に関する重

要事項の決定、会社業績に関する進捗状況の報告確認、会社の経営方針等の伝達などを行っております。

当社は、監査役制度を採用し、監査役会は常勤監査役1名と非常勤の社外監査役2名の計3名で構成され、監査役会の開催や取締役会、その他重要な会議に出席するとともに、重要な稟議書の閲覧等により取締役の業務執行の監査を実施しております。なお、業務監査及び財務報告に係る内部統制については、社長直属の内部統制室(2名)を設け監査機能の充実を図っております。

また、顧問契約をしている法律事務所より法律問題全般につきアドバイスを受けております。

2. 内部統制システムの整備の状況

取締役会で決議しました内部統制システムの基本方針に沿い、その整備を進めております。

当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制として、基本理念及び企業倫理規範を定め、これらを記載した「企業理念リーフレット」をグループ会社の役職員に配布することにより、その内容の周知徹底を図っております。

また、日常業務を遂行する中で遵守すべき行動基準を定めたコンプライアンスガイドラインを制定し、グループ共通の価値観として共有するよう、諸会議等において周知徹底を図っております。

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理については、重要会議での議事録、稟議書や契約書など情報等の種類ごとに、各担当部署にて適正に保存及び管理する体制を整えています。

当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について、当社は、取締役会を原則月1回定期的に開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行っております。

また、グループ会社については、関係会社管理規程に基づき、グループ会社の経営上の重要事項は事前協議を行い、当社取締役会また取締役が承認決裁することにより、グループ会社の経営管理を行っております。

一方で、財務報告の適正性を確保するための体制として、管理本部は適正な会計処理を確保し、財務報告の信頼性を向上させるため、経理業務に関する規程を定めるとともに、財務報告に係る内部統制の体制整備と有効性の向上を図っております。

3. 会計監査の状況

当社は仰星監査法人と監査契約を締結しております。定期的監査のほか、その過程で会計上の課題については アドバイスを受け会計処理の適正性に努めております。

業務を執行した公認会計士の氏名は、柴田和範、新田泰生、小出修平であります。

なお、会計監査業務に係る補助者は、公認会計士5名、その他3名であります。

4. 監査報酬の内容等

2017年3月期における監査公認会計士等に対する報酬は、以下のとおりであります。

- ・監査証明業務に基づく報酬 20百万円
- ・非監査業務に基づく報酬 一百万円

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社のコーポレート・ガバナンス体制は、当社のコーポレート・ガバナンス(「基本的な考え方」参照)を実現・確保するために実効性があり、適正で効率的な企業経営を行えるものと判断しておりますため、当社は当該ガバナンス体制を採用しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	半期ごとに決算説明会を開催し、社長自身がアナリスト・機関投資家の皆さまに、決算の内容や事業の状況、そして今後の事業展開等について説明しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	主に決算短信や有価証券報告書などの情報を掲載しております。 http://www.chiyoda-ute.co.jp	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR部門は経理部が担当し、そこにIR担当者を配置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は日常業務を遂行する中で遵守すべき行動基準を定めたコンプライアンスガイドラインを制定し、諸会議等において周知、徹底を図っております。また、コンプライアンス研修の開催やコンプライアンスに関する諸事例の紹介等によりコンプライアンスの啓蒙に努めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社四日市工場にてISO14001の認証を取得。 また、経営理念で表明しているように、地球にやさしい製品の開発、提供を続けていくとともに、ゼロエミッションをすすめ、環境への負荷を減らすなど、環境を重視した活動を実施しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社グループの業務の適正を確保するための体制として、取締役会で決議した事項は以下のとおりであります。

1. 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社取締役会は、「取締役会規程」に則り、当社経営基本方針の決定と取締役の職務執行の監督を行っており、取締役会における審議、報告を通じて取締役の職務執行をチェックすることで、その法令・定款の適合性を確保する。
- (2) 当社が制定した「チヨダウテグループ企業倫理規範」をグループ各社の役職員に配布するとともに、日常業務を遂行する中で遵守すべき行動基準を定めた「コンプライアンスガイドライン」を当社グループに適用しており、法令遵守の意識をグループ全体に周知徹底するよう努める。
- (3) 社長直轄の内部統制室が当社グループにおいて監査を実施し、取締役会に対してコンプライアンス状況を報告するとともに、業務の有効性を確認する。
- (4) 法令・定款違反等を未然に防止する体制として当社グループに匿名で通報・相談が可能な内部通報制度を導入し、違反行為が発生した場合には、取締役会は迅速に状況を把握するとともに、外部専門家と協力しながら適正に対処する。
- (5) 財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の関連法令に従い、財務報告に係る内部統制の整備及び運用に努める。
- (6) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会勢力とは一切の関係を遮断するとともにこれら反社会勢力に対しては、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、全社を挙げて毅然とした態度で対応する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役会議事録、経営会議議事録、稟議書等、取締役の職務執行に係る情報は、遅滞なく文書化し、内容確認の上、「文書管理規程」その他関連の社内規程に基づき保存管理を行う。
- (2) 取締役及び監査役は、業務上必要のある場合は、いつでもこれら保存された文書を閲覧できることとする。

3. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社グループは、「チヨダウテグループのリスク管理方針」を定め、事業活動に影響を及ぼすリスクを除去し、可能な限り被害を極小化する体制を整備する。
- (2) 当社グループのリスク管理の推進は、毎月開催される経営会議において、必要に応じて担当部門長がリスクの洗い出し、評価、対応のための協議を行うことで、迅速かつ適切に実施する。
- (3) 取締役会は、グループ全体のリスク管理に関する意思決定を行い、管理体制の見直しを適宜行う。

4. 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、全社的な経営計画を立案し、各担当役員は、それぞれに割り当てられた目標を達成するために具体策を実行する。重要事項の決定と各取締役の業務執行状況の報告並びに取締役の職務執行の監督を行う為、当社は、取締役会を原則月1回以上開催し、監査役は、取締役の業務執行状況を監査する。
- (2) グループ会社については、当社の役員を兼務させるなど経営状況の把握や問題点の早期発見と対応策の立案等、グループ会社の経営全般を管理するうえで効率的な事業運営体制を構築する。
- (3) グループ会社の事業計画策定の指導や計画の進捗管理については、グループ会社の事業推進を統括しているコーポレート事業推進室が担当しており、グループ会社の職務の執行が効率よく行われるために適切な助言を適宜行う。

5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社グループは、法令の遵守に加え、高い倫理観を保持しながら企業活動に取組むことを目的として「コンプライアンスガイドライン」を制定しており、グループ共通の価値観として共有するようコンプライアンス体制を構築する。
- (2) 当社では内部統制室を設置し、「内部監査規程」に基づき、必要に応じてグループ会社の業務についても監査を実施する。
- (3) グループ会社は、「関係会社管理規程」に基づき、経営上の重要事項について当社と事前協議を行うことが定められており、グループ全体の経営管理を適正に行う体制を構築する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人をおくことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役が監査を有効に行う為に監査役の職務を補助すべき使用人の配置を求めたときは、監査役の職務を適切に補助できる必要な知識・能力を備えた使用人を配置する。

7. 前号6の使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務の独立性を確保するため、監査役の職務を補助する使用人は、監査役の指揮命令に従い、監査役以外の指揮命令は受けないことに加え、当該使用人に対する人事異動、人事評価、懲戒処分の実施は監査役の同意を得ることとする。

8. 当社の取締役及び使用人ならびに子会社の取締役、監査役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 監査役は、取締役会、経営会議その他重要な会議に出席し、経営の意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するとともに、稟議書等を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人に説明を求めることができる。
- (2) 監査役は、グループ会社の事業を統括しているコーポレート事業推進室より、子会社の状況について報告を適宜受け、また内部統制室より、内部監査の結果について報告を受ける。
- (3) 当社は、内部通報の適用対象にグループ会社を含め、当社並びにグループ会社における法令、定款、または社内規程に違反する重大な事実、その他コンプライアンス上の重大な問題にかかる通報について、監査役への適切な報告体制を確保する。

9. 前号8の報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループは、監査役へ報告した者に対し、法令違反行為等に関する相談また通報をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。

10. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払または支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、当該費用等が監査役の職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

11. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、監査業務を適切に遂行するため、取締役、使用人及びグループ会社の業務執行者との意思疎通、情報交換を図り、監査を実施する。
- (2) 監査役は、監査の実施にあたり必要と認める場合には、弁護士、公認会計士及び税理士等に監査業務に関する助言を受けることができる。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切係りを持たないことを基本方針としております。また、社内研修等を通じて役職員への周知徹底を図っております。この他、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、被害防止に努めております。

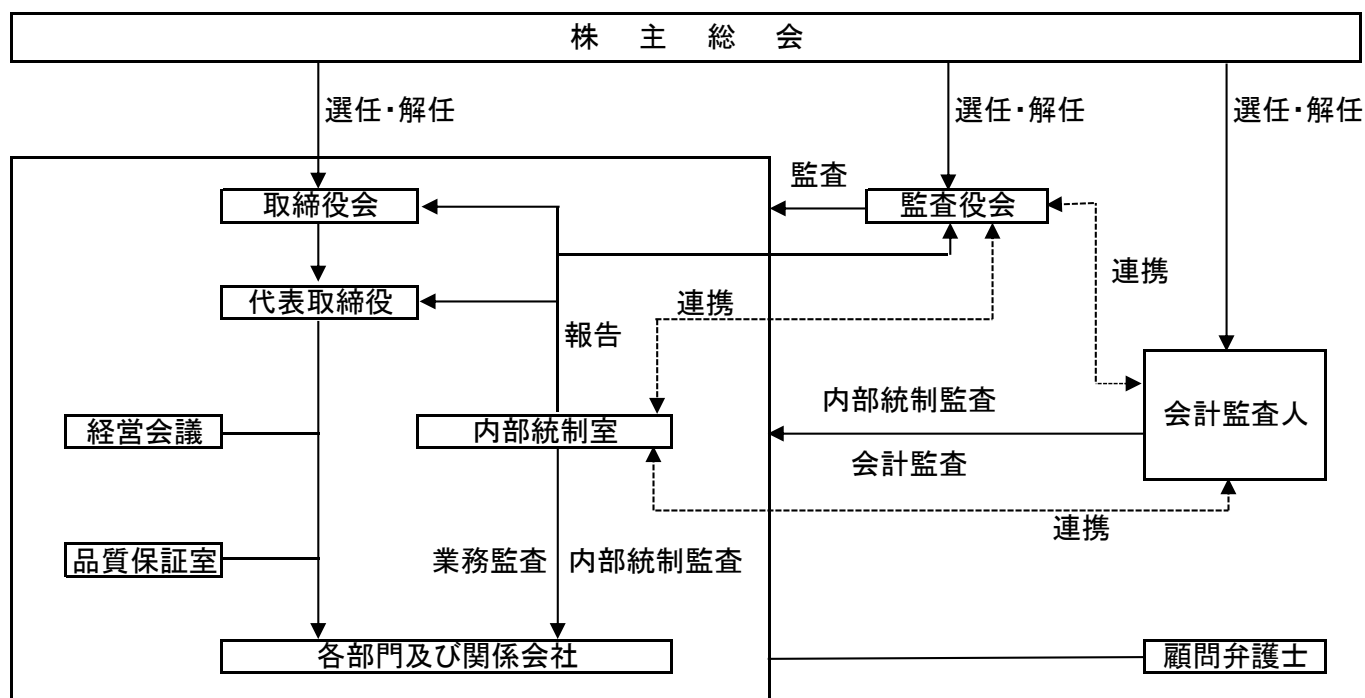
1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

・内部統制システムを含むコーポレート・ガバナンス体制についての模式図



・適時開示体制の概要（模式図）

